

東大阪市新斎苑整備に係る PFI 等導入可能性調査業務
公募型プロポーザル実施要領

健康部斎場管理室新斎苑整備課

令和7年4月14日

東大阪市新斎苑整備に係る PFI 等導入可能性調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、本市の新斎苑の整備に係る PFI 等導入可能性調査を実施するにあたり、プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容及び能力等を総合的に審査し、最も適切と判断される事業者（以下「委託契約予定事業者」という。）を選定する手続等を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

東大阪市新斎苑整備に係る PFI 等導入可能性調査業務

(2) 業務内容

東大阪市新斎苑整備に係る PFI 等導入可能性調査業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとお

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

13,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

3. 担当部署

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号 本庁舎8階

東大阪市健康部 斎場管理室 新斎苑整備課

4. 選定方式

選定方式は公募型プロポーザル方式とし、本実施要領に記載する提案書等を求め、提案者の経験及び実施の能力、提案価格及び提案内容を総合的に比較検討し、委託契約予定事業者を選定する。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加事業者」という。）は、参加申込書の提出日において次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本市の「令和6・7・8年度入札参加有資格者名簿（物品の販売(修繕)・役務の提供)」又は、「令和5・6・7年度入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント業務）」に登録されていること。
- (2) 配置予定担当者のうち以下に掲げる者については、『平成27年度から令和6年度までに国、地方公共団体又はこれらに類する公的団体において、PFI 等の官民連携事業手法導入可能性調査の実績』を有することとし、原則変更はできない。

- ① 業務管理責任者
- ② 主任業務担当者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加の資格の制限に該当しない者であること。
- (4) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (9) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)に規定する暴力団員または暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (10) 共同企業体を構成して参加する場合の条件は、次の条件をすべて満たすこと。
 - ① 代表者構成員は、(1)から(9)までの条件をすべて満たすものであり、出資比率が構成員中最大であること。
 - ② 各構成員は、本プロポーザルの参加事業者、共同企業体の構成員、再委託先を兼ねることはできないこと。
 - ③ 各構成員は、(3)から(9)までの条件を満たすこと。

6. スケジュール

(1) プロポーザル実施要領公表	令和7年4月14日(月)
(2) 参加申込受付	令和7年4月14日(月)～ 令和7年4月24日(木)17時必着
(3) 書類審査(第一次審査)結果通知	令和7年5月1日(木)
(4) 質問受付	令和7年5月2日(金)～ 令和7年5月12日(月)正午
(5) 質問回答ホームページ掲載	令和7年5月14日(水)
(6) 企画提案書受付	令和7年5月22日(木)～ 令和7年5月27日(火)17時必着
(7) プレゼンテーション開催	令和7年6月3日(火)10時(予定)
(8) 最終選考結果通知	令和7年6月4日(水)

※なお、上記日程については都合により変更する場合があります。

7. 参加手続

- (1) 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり必要書類を提出すること。

① 提出期限

令和7年4月24日（木）17時（必着）

② 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

※ 持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除き、各日9時から17時間30分（最終日は17時）までの時間とする。郵送の場合は、発送した旨と郵便追跡番号を電子メールで連絡し、提出期間中に必着すること。なお、窓口持参に限り、参加申込書に受付印を押印のうえ、写しを返却する。

③ 提出先

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号 本庁舎8階

東大阪市健康部 斎場管理室 新斎苑整備課

E-mail : saienceibi@city.higashiosaka.lg.jp

④ 提出書類

a : 参加申込書（様式第1）

b : 誓約書（様式第2）

c : 法人概要（様式第3）

d : 委託業務の実施体制（様式第4）

e : 共同企業体協定書兼委任状（様式第5）※共同企業体を構成して参加する場合のみ。

f : 契約実績調書（様式第6）

(2) 内容に関する質問

本要領等に不明な点等がある場合は、下記のとおり質問を行うこと。

① 提出期間

令和7年5月2日（金）から令和7年5月12日（月）正午まで

② 提出方法

件名を「質問書（法人名）」と入力のうえ、下記の提出先に電子メールで質問書（様式第7）を提出すること。

（提出先）東大阪市健康部 斎場管理室 新斎苑整備課

E-mail : saienceibi@city.higashiosaka.lg.jp

③ 提出書類

質問書（様式第7）

④ 質問に対する回答

令和7年5月14日（水）中に本市HPに掲載する。

※ 質問の回答内容については、本要領の追記又は修正とみなし、本市から質問した者に個別には連絡は行わない。ただし、質問者の競争上の利益・地位を犯すおそれがあると本市が判断した場合には、質問者のみに回答することがある。

(3) 辞退届

参加申込を行った者が参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8）を提出すること。

① 提出期限

令和7年5月27日（火）17時必着

② 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

※ 持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除き、各日9時から17時間30分（最終日は17時）までの時間とする。郵送の場合は、発送した旨と郵便追跡番号を電子メールで連絡し、提出期間中に必着すること。

③ 提出先

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号 本庁舎8階

東大阪市健康部 斎場管理室 新斎苑整備課

E-mail : saienceibi@city.higashiosaka.lg.jp

(4) 企画提案書

① 提出期間

令和7年5月22日（木）から令和7年5月27日（火）17時まで 必着

② 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

※ 持参の場合、各日9時から17時30分（最終日は17時）までの時間とする。郵送の場合は、発送した旨と郵便追跡番号を電子メールで連絡し、提出期間中に必着すること。

③ 提出先

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号 本庁舎8階

東大阪市健康部 斎場管理室 新斎苑整備課

E-mail : saienceibi@city.higashiosaka.lg.jp

④ 提出書類

企画提案書（様式第9）

⑤ 企画提案書の記載内容

仕様書を熟読のうえ、以下の点のほか、審査項目及び審査基準に含まれる項目を網羅すること。

a：企画提案の趣旨

b：実施方針、実施体制、実施計画

c：実施方法（具合的な業務内容、支援方法、進捗状況管理等）

d：見積額及びその内訳

e：業務実績（本業務と同一又は類似する業務の実績）

⑥ 留意事項

a：提出は1参加事業者につき1提案とする。

b：企画提案書の提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とする。

- c：企画提案書の仕様は、A4（横書き）とし、両面印刷可とする。
- d：企画提案書の作成に用いる言語は、日本語とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に基づくものとする。
- e：企画提案書の構成は、表紙、目次、提案内容（本文）とする。なお、副本については、企画提案書の内容から、提案事業者の法人名が特定又は推測できないように配慮すること。
- f：提案内容は表紙・目次を除いて10ページ以内とし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とする。
- g：企画提案書の提出後、資料の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

8. 審査方法

(1) 選定委員会

委託契約予定事業者は、プロポーザル方式による『東大阪市新斎苑整備に係るPFI等導入可能性調査業務に係るプロポーザル方式等事業者選定委員会』（以下「選定委員会」という。）で審査のうえ、特定する。

(2) 書類審査（第一次審査）

① 審査方法

提出された参加申込書等について、参加資格の要件を満たしているか審査を行う。なお、要件を満たす者が5者を超える場合は、以下の審査項目について審査し、上位5者を選定する。

審査項目	審査基準	配点
業務実績	同種又は類似業務に係る業務管理責任者・主任業務担当者の実績及び参加事業の契約実績	100

② 審査結果の通知

審査結果については、令和7年5月1日（木）中に電子メールにより通知する。

(3) 提案内容審査（第二次審査）

① 審査方法

第一次審査を通過した者に対して、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答により、選定委員会において以下の審査項目に基づき、審査・選定する。なお、評価点の満点の6割に満たない場合は、委託契約予定事業者として選定しない。また、同点の者がいる場合は、委員の多数決をもって委託契約予定事業者を選定する。参加者が1提案者の場合でも審査及び評価を実施し、評価が一定基準（評価点の満点の6割以上）を満たしている場合は、その提案者を委託契約予定事業者として選定する。

No.	審査項目	審査基準	配点
1	企画提案内容	① 新斎苑整備基本構想を踏まえ、新斎苑整備にあたり、課題の整理、検討するための方法等について提案がなされているか。	50

		② 民間意向調査の調査内容、調査方法について、事業者の意見・要望を引き出すための有効的な提案がなされているか。 ③ サウンディング方法等が具体的かつ現実的な手段となっているか。 ④ 知見を踏まえた、独自性のある提案となっているか。	
2	業務実施体制	① 本業務及び仕様書10-(4)に規定するアドバイザー業務の実施にあたり、十分な経験、同種業務実績及び業務に関連する資格を有している者を直接の担当者に配置し、適正な人員体制となっているか。 ② 業務工程は明確で、契約期間内に円滑に業務遂行できるものとなっている。	20
3	プレゼンテーション・質疑応答	説明が簡潔でわかりやすく、質問に対する回答の内容が明確であるか。	20
4	価格点	提案額について、人件費、諸経費等の積算内訳が詳細かつ明確に記載されているか。	10
合 計			100

② プレゼンテーションの実施

第一次審査を通過した者の企画提案について、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。

【日時】：令和7年6月3日（火）10時より順次開始（予定）

【場所】：東大阪市荒本北一丁1番1号 本庁舎会議室

※詳細な日時・場所については企画提案書の提出締切後に参加事業者へ連絡します。

【出席人数】：3人まで（PC専属操作員も含む。）

【説明時間】：プレゼンテーション20分、質疑応答20分とする。

【留意事項】：

・パソコン及びタブレットの持込みは可とし、プロジェクターの持込みは認めない。本市で用意するプロジェクターを利用すること。

・説明にあたっては、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくものとし、それ以外の追加資料は認めない。

③ 最終選考結果の通知

審査結果については、令和7年6月4日（水）にプレゼンテーション参加者に書面により通知するとともに、本市HPに掲載する。

(4) 企画提案の無効等に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、第一次審査、第二次審査を問わず、判明した時点で無効又は失格とする。

- ① 見積額が本要領2.(4)に記載する委託料の上限額を超過した場合
- ② 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- ⑤ 審査の公平を害する行為があった場合
- ⑥ 複数の応募を行った場合
- ⑦ 契約締結日時点において東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中であるとき
- ⑧ その他、企画提案を行うにあたり著しく信義に反する行為等があった場合

9. 契約手続等

- (1) 委託契約予定事業者の決定後は、委託契約予定事業者により改めて見積書を徴収し、契約を締結する。
- (2) (1)の交渉が不成立の場合には、順次、次点の提案者と交渉を行い、契約を締結する。
- (3) 契約方法については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。
- (4) 委託料については、業務完了後の一括払いとする。
- (5) 契約保証金の額については、契約金額が500万円以上の場合には契約金額の100分の3に相当する額以上とし、契約金額が500万円未満の場合若しくは保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合は免除とする。

10. その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本市は、企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 本市は、企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。
ただし、委託契約予定事業者の提案については、一部を公表することがある。
- (4) 提出された企画提案書等の書類一式は返却しない。
- (5) 採用された企画提案書の著作権は、本市に帰属する。
- (6) 本企画提案に関連し知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (7) 1事業者あたりの企画提案は、1件までとする。
- (8) プロポーザルの結果については、公開するものとする。

11. 問合せ先

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号 本庁舎8階

東大阪市健康部 斎場管理室 新斎苑整備課

TFL: 06-4309-3206 (直通)

E-mail: saiseibi@city.higashiosaka.lg.jp